

商業・サービス業・農林水産業活性化税制

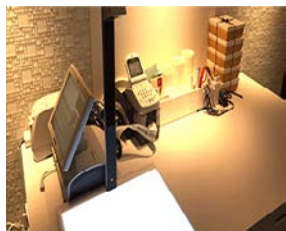
- 商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づき、**建物附属設備**（1台60万円以上）又は**器具・備品**（1台30万円以上）**を取得した場合に、特別償却（30%）又は税額控除（7%）**（※）を認める措置。
- 消費税率の引上げを見据えつつ、**商業・サービス業を営む中小企業者等の設備投資と経営改善を引き続き促進すべく、本税制措置を用いて行う設備投資と経営改善によって、年間2%以上の売上高又は営業利益の伸びが達成できると見込まれることを要件として追加した上で、本税制措置の適用期限を2年間延長。**

概要 【適用期限：平成32年度（2020年度）末まで】 ※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る。

経営改善指導等に基づく設備投資

【活性化に資する設備の例】

<飲食店の例>



- ・「画像識別機能付きPOSレジ」を導入し、レジ精算の効率化、接客サービスの向上を実現。
- ・POS連携により、売れ筋商品を把握し、売上の上につながる。

<介護業の例>



- ・「介護用浴槽」を導入し、大幅な効率化により生産性が向上。
- ・介護従事者の負担も減少し、離職率も低下。

中小商業・サービス業等



② 経営改善指導等に基づく設備投資

税制措置

（特別償却30%又は税額控除7%）

① 経営改善指導等

経営改善指導等を行う機関

- ・都道府県中小企業団体中央会
- ・商工会議所
- ・商工会
- ・商店街振興組合連合会
- ・認定経営革新等支援機関 等

「経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類」において、

本税制措置を用いて行う設備投資と経営改善によって、**年間2%以上の売上高又は営業利益の伸びが達成できると見込まれること**

についてアドバイス機関から確認を受けた上で、経営改善に係る指導・助言を受ける。